

マンション価格査定計算書

減価計算方式

平成16年10月23日

山田 太郎 様

この価格査定書は「宅地建物取引業法第34条の2」の定めによるものです。

宅地建物取引業者は、「当該宅地又は建物を売買すべき価額
又はその評価額」について意見を述べるときは、その根拠を明
らかにしなければならない。

有限会社 相互開発